

## 和泉市子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、和泉市立青少年センター条例（昭和54年和泉市条例第2号）第1条及び第3条の規定に基づき、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）（以下「どろんこ」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 対象児童は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）和泉市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記録されていること。
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校の第1学年から第6学年までに在籍していること。
- （3）富秋中学校及び、信太中学校の校区に属する5小学校並びに隣接する伯太小学校及び黒鳥小学校の児童であること。

2 前項の規定にかかわらず、入会することに相当の理由があると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、入会することができる。

### （申請及び許可）

第3条 児童をどろんこに入会させようとする保護者は、別に施行要領で定めるところにより、委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

### （不許可等）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、又は出席を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- （1）児童が第2条に規定する資格を有しないとき又は喪失したとき。
- （2）保護者が会費を滞納したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、管理運営上、支障があると認められるとき。

### （会費）

第5条 どろんこに入会した児童の保護者は、会費を納付しなければならない。

2 会費の額は、児童1人につき月額4,000円とし、特別会費は児童1人につき月額を別表に定める額とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く他の児童の会費は、1人につき月額を半額とする。

3 前項に定めるもののほか、延長利用（通常の利用時間を超えてどろんこを利用することをいう。）に係る料金の額は、児童1人につき月額1,500円とする。

4 委員会は、特別の事由があると認めるときは、会費を減額し、又は免除することができる。

5 既納の会費は、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度及び平成19年度に限り、別表中「4,000」とあるのは「3,000」と、「3,000」とあるのは「2,000」と、「300」とあるのは「200」とする。

附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

日数区分	特別会費 (円)
1日から4日まで	1,000
5日から8日まで	2,000
9日以上	4,000

## 和泉市子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）施行要領

### （趣旨）

第1条 この施行要領は、和泉市子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定員）

第2条 定員は、120名とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、管理及び運営に支障のない範囲において定員を超えて入会させることができる。

2 入会しようとする児童の数が定員を超える場合は、委員会の協議により入会の可否を決定するものとする。

### （申請及び決定）

第3条 実施要綱第3条の規定による申請は、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会申請書（様式第1号。以下「入会申請書」という。）によるものとする。

2 委員会は、入会を許可したときは子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会決定通知書（様式第2号）により、入会を却下したときは子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会却下通知書（様式第3号）により、それぞれ児童の保護者に通知するものとする。

### （入会の許可の取消し）

第4条 委員会は、実施要綱第4条の規定により入会の許可を取り消したときは、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会取消通知書（様式第4号）により、その旨を保護者に通知するものとする。

### （会費の納付等）

第5条 入会の許可を受けた児童の保護者は、毎月末日までの会費を翌月中に納付しなければならない。ただし、春季、夏季又は冬季のみの会員（以下「特別会員」という。）については、事前に会費を納付しなければならない。

2 月の途中において入会、退会、欠席、又は実施要綱第4条の規定による出席の停止若しくは、入会の取り消しの処分を受けたときにおいてもその月分の会費を納付しなければならない。

3 実施要綱第5条第3項に規定する延長利用（以下「延長利用」という。）に係る利用料金は、第1項に規定する会費と共に翌月中に納付しなければならない。ただし、特別会員については、事前に会費と共に納付しなければならない。

4 特別会員の会費は、各季の終了後、精算し、還付が発生する場合、保護者からの還付金請求書（様式第5号）をもって還付する。

### （会費の減額等）

第6条 実施要綱第5条第4項の規定により会費の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けられる場合及びその額は、別表に掲げるとおりとし、減免の期間は、事業実施年度を限度とする。

(減免の申請及び決定)

第7条 保護者は、会費の減免を受けようとするときは、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）会費減免申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）会費減免決定通知書（様式第7-1号）又は、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）会費減免却下通知書（様式第7-2号）によりその旨を保護者に通知するものとする。

3 会費の減免は、申請があった日の翌月から行うものとする。ただし、年度当初の入会において市長が指定する期日までに申請をしたときは、入会した月から会費の減免を行うことができる。

4 前項の規定に関わらず、特別会員においては、市長が指定する期日までに申請をしたときは、入会した月から適用する。

(届出)

第8条 保護者は、入会申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）申請内容変更届（様式第8号）により委員会に届け出なければならない。

2 実施要綱第5条第3項の延長利用（以下「延長利用」という。）を希望する保護者は、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）延長利用届出書（様式第9号）により、延長利用廃止を希望する保護者は、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）延長利用廃止届出書（様式第10号）により委員会に届け出なければならない。

3 保護者は、児童を休会させようとするときは、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）休会届（様式第11号）により委員会に届け出なければならない。

4 保護者は、児童を退会させようとするときは、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）退会届（様式第12号）により委員会に届け出なければならない。

(休会日)

第9条 休会日は、次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から同月31日まで並びに翌年1月2日及び同月3日

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特別の事由があると認めるときは、休会日を別に定めることができる。

(開設時間)

第10条 開設時間は、小学校の授業終了時刻（小学校の休業日にあつては午前8時45分）から午後7時までとする。

(文具等の準備)

第11条 児童に必要な文具等は、保護者が準備するものとする。

(補則)

第12条 この施行要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）施行要領の規定は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。ただし、第6条、第7条、別表及び様式第6号の改正規定については、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	減免額
(1) 児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）に属するとき。	会費の全額（延長利用に係る実施要綱第5条第3項に規定する料金にあつては、3分の1）
(2) 児童が事業実施年度分（減免の申請日の属する月が事業実施年度の5月までの場合にあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯に属するとき。	市長が必要と認める額
(3) 児童の保護者が災害その他特別の事由により会費を納付することが困難と市長が認めるとき。	

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 入会申請書

和泉市教育委員会 あて

下記のとおり子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 入会を申請します。当申請書に記載された事項は必要に応じてどろんこ子ども会等に提供し関係機関へ照会することを承諾します。

住所	〒 _____ 和泉市	連絡先	( _____ ) _____	保護者氏名	
----	----------------	-----	--------------------	-------	--

入会希望期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 会員種別： 日常会員 ・ 特別会員

児童の 情報	ふりがな	学校名	小学校		
		学年	年 (学年は4月1日現在を記入)		
	児童氏名	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	生まれ	
		性別			
	児童の健康状態 (該当欄に○)	良好	【かかりつけ医 _____】		
	身体障がい者手帳・療育手帳所持	【等級 ( _____ )】			
	発達の障がい	【 _____ 】			
	アレルギー	【アレルギー物質 ( _____ )】			
	その他	【 _____ 】			
※保護者の 情報	氏名 (緊急連絡順)	続柄	連絡先	勤務先 (連絡先)	
	( _____ )			( _____ )	
	( _____ )			( _____ )	

保護者負担金減免申請の有無 1. 申請する 2. 申請しない

→「1. 申請する」に○を付けられた場合は、様式第6号「子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 会費減免申請書」を記入後、提出してください。

どろんこ子ども会在籍中又は申請中のきょうだいの有無 1. いる 2. いない

→「1. いる」に○をつけられた場合は、下欄にも記入してください (学年は4月1日現在を記入)

続柄	氏名	学年	続柄	氏名	学年
		_____ 年			_____ 年
		_____ 年			_____ 年

※保護者の情報以外の緊急連絡先が必要な場合は、下欄に記入してください

①氏名：	続柄：	連絡先：
②氏名：	続柄：	連絡先：

年 月 日

\_\_\_\_\_様

和泉市教育委員会  
(公印省略)

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会決定通知書

子どもすこやか広場事業(どろんこ子ども会)の入会について、次のとおり決定したので通知します。

記

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
学 校 名	小学校
許 可 番 号	年度 第 号
入 会 期 間	年 月～ 年 月

年 月 日

\_\_\_\_\_様

和泉市教育委員会  
(公印省略)

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会却下通知書

年 月 日付で申請のあった、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

児 童 氏 名	
却 下 理 由	



年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

和泉市教育委員会  
(公印省略)

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会取消通知書

年 月 日付で申請のあった、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）入会申請については、下記の理由により取消したので通知します。

記

児 童 氏 名	
取 消 理 由	

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 還付金請求書

納付済額	円	納入日	年	月	日	【市記入欄】
改定額	円	備考				
差引還付額	円					
還付理由 重複・減免・同一世帯割・その他 ( ) (きょうだい等) 上記金額を請求します。 年 月 日 和泉市長 あて  申請者 (保護者) 住所  氏名  児童氏名						

※申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

※申請者 (保護者) と口座名義人は同一で記入してください。

	銀行・農協	支店
	信用金庫	出張所
普通・その他 ( )		
(フリガナ)		
口座名義人		

※訂正した場合は二重線にて訂正し、申請者署名をお願いします。

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）会費減免申請書

和泉市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名（保護者） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）会費の減免を申請します。  
また、児童が属する世帯の生活保護台帳、又は市民税課税台帳等により確認することを承諾します。

在籍する全ての児童氏名を記入してください。

児 童 氏 名	学年（4月1日現在）
ふりがな	年
ふりがな	年

申請理由 (該当欄に○)	1. 児童が生活保護法による被保護世帯に属するとき
	2. 児童が市町村民税非課税世帯に属するとき ※1・2
	3. その他災害等 ( )
注 意 事 項	<p>※1 児童と保護者が別世帯の場合、児童の属する世帯が非課税世帯であることが減免適用の条件となります。</p> <p>※2 児童が事業実施年度分（減免の申請日の属する月が事業実施年度の5月までの場合にあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯に属するときが減免適用の条件です。5月末までに申請された場合でも事業実施年度課税状況で再判定を行い、6月以降の会費に適用します。</p> <p>※3 児童氏名については、子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）を利用する全ての児童氏名を記入し、1世帯につき1部提出してください。</p> <p>※4 1月1日時点で課税地が和泉市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類（5月末までは前年度分、6月以降は事業実施年度分）を提出してください。</p> <p>※5 入会決定通知後に減免申請された場合は、申請の翌月分から対象となりますので、減免決定があつても、それまでの会費については納付が必要です。</p>

年 月 日

様

和泉市長

子どもすこやか広場事業(どろんこ子ども会)会費減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった、子どもすこやか広場事業(どろんこ子ども会)会費について、次のとおり減免の決定をしたので通知します。

記

児 童 氏 名	
児 童 氏 名	
減 免 後 の 会 費	
減 免 期 間	年 月 から 年 月 まで
<p>(審査請求に関する教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。</p>	

年 月 日

\_\_\_\_\_様

和泉市長

子どもすこやか広場事業(どろんこ子ども会)会費減免却下通知書

年 月 日付で申請のあった、子どもすこやか広場事業(どろんこ子ども会)会費について、次のとおり減免却下の決定をしたので通知します。

記

児 童 氏 名	
児 童 氏 名	
却 下 理 由	
<p>(審査請求に関する教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)提起しなければなりません。(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1により和泉市長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。</p>	

年 月 日

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）申請内容変更届

和泉市教育委員会 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名（保護者） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

子どもすこやか広場事業（どろんこ子ども会）の申請内容等について、変更が生じたので下記のとおり届けます。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
学 校 名	小学校				
変 更 事 項 (該当事項にチェックする)	<input type="checkbox"/> 児童氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 保護者氏名 <input type="checkbox"/> 親権変更 <input type="checkbox"/> 父勤務先 <input type="checkbox"/> 母勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
変 更 内 容	変 更 前				
	変 更 後				

年 月 日

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 延長利用届出書

和泉市教育委員会 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 (保護者) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 延長利用 (午後6時以降) を届けます。延長利用を希望する児童氏名を記入してください。

児 童 氏 名	学年 (4月1日現在)
ふりがな	年
ふりがな	年

延長利用期間	年 月 ~ 年 月	← 年3月までの間でご記入ください
--------	-----------	-------------------

- ・どろんこ子ども会、休会届・退会届により、どろんこ子ども会を休会もしくは退会された場合、自動的に該当期間の延長利用は休止もしくは廃止となります。
- ・延長利用料金は、利用実績に基づき延長利用月の翌月末に請求します。ただし、特別会員においては、事前に請求します。
- ・上記によらず、延長利用のみを廃止する場合は、別途「どろんこ子ども会延長利用廃止届」を提出してください。

●保護者の情報

氏 名	続柄	連絡先 (携帯電話番号等)
延長利用を希望する理由		

【誓約事項】

1. 平日・長期休業中等、いずれも午後7時までに必ず迎えに行きます。
2. 延長利用料金は、納付期日までに必ず納付します。
3. 届出書の記載内容について誤りがあった場合、和泉市教育委員会及び子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 指導員の指示に従います。

上記の誓約事項を遵守します。	保護者氏名
----------------	-------

※上記誓約事項を遵守できない場合は、延長利用をお断りすることになります。

年 月 日

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 延長利用廃止届出書

和泉市教育委員会 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 (保護者) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 延長利用 (午後6時以降) の廃止を届けます。

延長利用廃止を希望する児童氏名を記入してください。

児 童 氏 名	学年 (4月1日現在)
ふりがな	年
ふりがな	年

延長利用廃止月	年 月 (末日)
---------	----------

- ・どろんこ子ども会、休会届・退会届により、どろんこ子ども会を休会もしくは退会された場合、自動的に該当期間の延長利用は休止もしくは廃止となります。
- ・延長利用料金は、利用実績に基づき延長利用月の翌月末に請求します。ただし、特別会員においては、事前に請求します。
- ・上記によらず、延長利用廃止する場合のみ提出してください。



年 月 日

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 休会届

和泉市教育委員会 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 (保護者) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) の休会について、次のとおり届けます。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
学 校 名	小学校				
休会する月	4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月				
	から				
	4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月				
休会する理由					

※休会する月の前月までに提出してください。

年 月 日

子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) 退会届

和泉市教育委員会 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 (保護者) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月末日をもって、子どもすこやか広場事業 (どろんこ子ども会) の退会について、次のとおり届けます。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日	学年	年
学 校 名	小学校				
退 会 日	年 月 日				